

銀行法

第2章 業務

(業務の範囲)

第10条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
- 二 資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引
- ② 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。
 - 一 債務の保証又は手形の引受け
 - 二 有価証券（略）の売買（略）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る）
 - 三 有価証券の貸付け
 - 四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という）の引受け（略）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 - 五 金銭債権（略）の取得又は譲渡
 - 五の二 特定目的会社が発行する特定社債（略）その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という）の引受け（略）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - 五の三 短期社債等の取得又は譲渡
 - 六 有価証券の私募の取扱い
 - 七 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - 八 銀行その他金融業を行う者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（第4条第5項に規定する銀行等¹を除く。以下「外国銀行」という）を除く）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る）
 - 八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるもの²に限る）
 - 九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 十の二 振替業
 - 十一 両替

¹ 銀行、長期信用銀行その他内閣府令で定める金融機関（商工組合中央金庫・信用金庫連合会・農林中央金庫）

² 銀行の子法人等（略）である外国銀行・銀行を子法人等とする外国銀行・銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等である外国銀行（略）・銀行を子会社とする親法人等の業務の代理又は媒介、外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（略）の業務（法第10条第1項及び第2項に規定する業務（略）に限る）の代理又は媒介

銀行法

- 十二 デリバティブ取引（略）であつて内閣府令で定めるもの（略）
 - 十三 デリバティブ取引（略）の媒介、取次ぎ又は代理
 - 十四 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（略）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という）のうち銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（略）
 - 十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（略）
 - 十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引（略）
 - 十七 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 十八 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
 - イ （略）
 - ロ （略）
 - ハ （略）
 - 十九 前号に掲げる業務の代理又は媒介
 - 二十 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの
 - 二十一 当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの
- ③ ～ ⑩（略）

第 11 条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第 1 項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 金融商品取引法第 28 条第 6 項（通則）に規定する投資助言業務
- 二 金融商品取引法第 33 条第 2 項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（略）
- 三 信託法第 3 条第 3 号（略）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
- 四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（略）であつて、内閣府令で定めるもの

第 12 条 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

銀行法

第4章 監督

（報告又は資料の提出）

第24条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、銀行（略）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

②（略）

③ 銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第25条 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に銀行（略）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② （略）当該職員に銀行の子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

③ 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

④ 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

⑤（略）

（業務の停止等）

第26条 内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

②（略）

（免許の取消し等）

第27条 内閣総理大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第4条第1項の免許を取り消すことができる。

銀行法

第9章 罰則

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

一（略）

二（略）

三 第25条第1項（略）、第25条第2項（略）の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三の二 ～ 十（略）

第64条 法人（略）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一（略）

二（略）第63条第1号から第4号まで（略） 2億円以下の罰金刑

三 ～ 四（略）